

日 薬 業 発 第 308 号
令 和 8 年 9 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 豊 見 敦

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正及び
医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一般用医薬品の区分リストの一部改正について、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より連絡がありましたのでお知らせいたします（別添1）。

今般の変更より、指定第2類医薬品のリストにイトプリドが追加され、令和8年9月28日から適用となります。

また、今般のリスク区分変更に伴い、同監視指導・麻薬対策課長よりリスク区分等表示の変更について、1年間の経過措置期間が設けられることが併せて通知されております（別添2）。

つきましては、貴会会員にご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

別添1．「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について
（令和8年9月25日付け事務連絡、厚生労働省医薬局医薬安全対策課）

別添2．医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について
（令和8年9月25日付け医薬監麻発 0925 第3号、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長）

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 25 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）
長宛てに通知しましたので、御了知のうえ周知方御配慮願います。



医薬安発 0925 第2号
令和8年9月25日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第356号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第357号。以下「改正告示」と総称する。）が令和8年9月25日に告示されました。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は下記のとおりです。貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくをお願いします。

また、改正告示が適用され、第一類医薬品から指定第二類医薬品に移行する医薬品について、引き続き適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくをお願いします。

記

1. 改正概要

イトプリドが指定第二類医薬品に指定されたことに伴い、通知別紙2にイトプリドを追加する。

2. 適用期日

令和8年9月28日（月）

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
別紙 2 第二類医薬品 (1) ～ (3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ○無機薬品及び有機薬品	別紙 2 第二類医薬品 (1) ～ (3) (略) (4) 下表の「告示名」欄に掲げるもの、 その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ○無機薬品及び有機薬品																								
<table><tr><td></td><td>告示名</td><td>別名等</td></tr><tr><td>1 ～ 19</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>20</u></td><td><u>イトプリド</u></td><td></td></tr><tr><td><u>21</u> ～ <u>274</u></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>		告示名	別名等	1 ～ 19	(略)		<u>20</u>	<u>イトプリド</u>		<u>21</u> ～ <u>274</u>	(略)		<table><tr><td></td><td>告示名</td><td>別名等</td></tr><tr><td>1 ～ 19</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(新設)</td></tr><tr><td><u>20</u> ～ <u>273</u></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>		告示名	別名等	1 ～ 19	(略)		(新設)			<u>20</u> ～ <u>273</u>	(略)	
	告示名	別名等																							
1 ～ 19	(略)																								
<u>20</u>	<u>イトプリド</u>																								
<u>21</u> ～ <u>274</u>	(略)																								
	告示名	別名等																							
1 ～ 19	(略)																								
(新設)																									
<u>20</u> ～ <u>273</u>	(略)																								
○生薬及び動植物成分 (略) (5) (4) に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品(指定第二類医薬品)として指定されている。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品(平成 19 年厚生労働省告示第 69 号)別表第 2 に掲げる漢方処方製剤は除く。 ○無機薬品及び有機薬品	○生薬及び動植物成分 (略) (5) (4) に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品(指定第二類医薬品)として指定されている。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品(平成 19 年厚生労働省告示第 69 号)別表第 2 に掲げる漢方処方製剤は除く。 ○無機薬品及び有機薬品																								
<table><tr><td></td><td>告示名</td><td>別名等</td></tr><tr><td>1 ～ 6</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>7</u></td><td><u>イトプリド</u></td><td></td></tr><tr><td><u>8</u> ～ <u>56</u></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>		告示名	別名等	1 ～ 6	(略)		<u>7</u>	<u>イトプリド</u>		<u>8</u> ～ <u>56</u>	(略)		<table><tr><td></td><td>告示名</td><td>別名等</td></tr><tr><td>1 ～ 6</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(新設)</td></tr><tr><td><u>7</u> ～ <u>55</u></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>		告示名	別名等	1 ～ 6	(略)		(新設)			<u>7</u> ～ <u>55</u>	(略)	
	告示名	別名等																							
1 ～ 6	(略)																								
<u>7</u>	<u>イトプリド</u>																								
<u>8</u> ～ <u>56</u>	(略)																								
	告示名	別名等																							
1 ～ 6	(略)																								
(新設)																									
<u>7</u> ～ <u>55</u>	(略)																								
○生薬及び動植物成分	○生薬及び動植物成分																								

(略) (6) (略)	(略) (6) (略)
------------------	------------------

医 薬 監 麻 発 0925 第 3 号
令 和 8 年 9 月 25 日

各関係団体の長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課 長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛てに別添写し
のとおり通知いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方について御配慮願います。



医 薬 監 麻 発 0925 第 1 号
令 和 8 年 9 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課 長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第358号。以下「経過措置告示」という。）が令和8年9月25日に告示され、令和8年9月28日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記1に示す医薬品（区分等表示の変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくをお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
イトプリド	令和8年9月28日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

ウ 旧表示医薬品については、省令第 216 条の 2 第 2 項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

エ 区分等表示が変更となった医薬品については、適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
イトプリド	第 1 類医薬品	指定第 2 類医薬品	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（令和 8 年 9 月 25 日医薬安発 0925 第 2 号）